

別表第 1（第 3 条関係）※この表は令和元年 10 月 1 日現在です。今後、国の基準が見直された場合などに変更することがあります。

特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を受けた場合の保育料

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料(月額) ※ 1				副食費の免除※ 2	
階層区分	定 義		0 ～ 2 歳児クラス		3 ～ 5 歳児クラス (年少～年長クラス)		3 ～ 5 歳児クラス (年少～年長クラス)	
			保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定 保育短時間認定	保育標準時間認定 保育短時間認定		
第 1 階層	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給世帯		0 円	0 円	0 円	免除		
第 2 階層	第 1 階層を除く市町村民税非課税世帯							
第 3 階層	第 1 階層及び第 2 階層を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48, 600 円未満	15, 600 円 (7, 200 円)	14, 600 円 (6, 200 円)	0 円	下記の場合は免除 ① ひとり親世帯等 ② 小学校就学前の子どもの中で数えて、最年長の子どもから 3 番目以降の子ども		
第 4 階層		48, 600 円以上 57, 700 円未満	24, 000 円 (7, 200 円)	23, 000 円 (6, 200 円)				
		57, 700 円以上 77, 101 円未満	24, 000 円 (7, 200 円)	23, 000 円 (6, 200 円)	0 円	下記の場合は免除 （小学校就学前の子どもの中で数えて、最年長の子どもから 3 番目以降の子ども）		
		77, 101 円以上 97, 000 円未満	24, 000 円	23, 000 円				
		97, 000 円以上 169, 000 円未満	35, 600 円	34, 600 円				
		169, 000 円以上 301, 000 円未満	48, 800 円	47, 800 円				
		第 5 階層	301, 000 円以上 397, 000 円未満	64, 000 円	63, 000 円			
第 6 階層		397, 000 円以上	65, 000 円	64, 000 円				

※ 1 保育料（月額）：0～2 歳児クラスに在籍している方について、第 3 階層及び第 4 階層欄に（ ）で表示している金額は、ひとり親世帯等〔裏面参照〕に適用される保育料となります。

※ 2 副食費の免除：3～5 歳児クラスに在籍している方について、給食費（主食費＋副食費）は、原則実費徴収（各保育施設が額を決定、徴収）となります。

ただし、副食費についてのみ、階層・世帯状況により免除になる場合があります。副食費の免除は、居住地の市町村が決定し、保護者及び各保育施設に通知します。

延長保育料等は別途実費徴収となります（令和元年 10 月 1 日から実施の無償化の対象となりません。）。